

令和元年8月20日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 窪田(内2136) 市場(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746) 直通Tel073-441-3640 学校人事課 大樫(内3668)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和元年7月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	8
職員等	
計	10

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	8
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	10

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 平成31年3月に「ある振興局では、コンサルタント会社から派遣されている職員が、仕事にふさわしくない髪型や服装をしている。」と通報したが、全く改善されていない。	所属において、再度、すべての派遣会社及びその職員に対し、常日頃から身だしなみを整えるなどの契約内容を厳正に遵守するよう指導するとともに、再発防止等の対応について、派遣会社から文書による回答を得た。また、所属の全職員を対象とした職場研修を行い、公務員としての身だしなみに注意するよう周知徹底した。
② ある町が実施した工事に関し、起債の同意を行った知事は地方自治法違反である。	地方財政法に基づき、地方公共団体が地方債を起す場合は、知事等に協議を行い同意を得る必要があるが、協議における県の手続きは、建築工事費以外の経費が計上されていないかといった対象事業の適債性の確認であり、当該事案についても適正な手続きを行っている。
③ 県の職員録が内容の誤りで再度印刷されたことに関し、その原因者を処分し、職員互助会からの無駄な支出を回収すること。	一般財団法人和歌山県職員互助会の業務は監察査察課の所管外であるため不受理とし、関係課に通報内容を情報提供した。
④ ある振興局の職員に申請書の作成方法を尋ねたところ、ホームページ上の「記載例」を参考に作成するよういわれ、具体的な書き方を教えてくれなかった。また、申請書案を見てもらったところ、大きな声で暴言を吐かれた。	調査の結果、申請書の記載誤り等が多く、申請書等の作成を業とする方であったため、厳しく指導したが、大きな声で暴言を吐いた事実は確認できなかった。しかし、今後は、問い合わせ等に関し、より丁寧な対応を心がけるよう、所属長に対し注意した。
⑤ ある出先機関の所属長は、日常的に所属長室で喫煙している。	調査の結果、通報の事実が確認できたので、当該所属長に対し、所定の喫煙場所で喫煙するよう指導した。
⑥ ある振興局の職員は、県職員労働組合支部役員の地位を利用し、組合費を使って県庁舎を改修させた。	調査の結果、当該職員は、過去から現在に至るまで組合支部三役に就いたことはなく、また、組合費から庁舎改修費用を支出することもないなど、通報の事実はないことが確認できた。

⑦	ある振興局の職員は、介護保険施設に関する相談に対し、問題解決に向けた誠意ある態度で対応してくれなかった。県民の相談は傾聴してほしいし、施設に指導してほしい。	調査の結果、通報の事実は確認できなかったが、所属に対し、今後も県民に対する対応について、十分に配慮するよう伝えた。なお、施設に対する指導に関しては、指導の主体である本庁関係課から行う予定である。
⑧	来客もある中、勤務時間中に音が鳴る設定にしてスマートフォンを触っている。	匿名の通報で具体的な情報がないため、不受理とした。
⑨	和歌山県立医科大学の警備員は、守衛室で高校野球を見たり、スマートフォンを隠してゲームをしている。	所管外であるため不受理とし、関係課に情報提供した。
⑩	ある課が発注した工事において、施工体系図、下請け業者の建設業許可票等の不掲示などの建設業法違反が見受けられる。	通報の事実が一部の工事で確認できたため、工事業者に対し、当該課から指導を行い、是正させた。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 4 ④⑤⑥⑦

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの 6 ①②③⑧⑨⑩

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの 4

(うち通報内容が事実とは認められないもの) 4 ②④⑥⑦

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの 3 ①⑤⑩

(3) 調査を継続中としたもの

(4) 不受理としたもの 3 ③⑧⑨

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものはありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	3
匿名	
職員等	
計	3

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	3

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	中学校の部活動において、管理職から副顧問が土日の部活動指導を強制的に指示された。これはパワハラではないか。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し調査対応させた。
②	私学の高校で教師が生徒に暴言を吐いている。	所管外であるため不受理とした。
③	ある県立高等学校の職員が、勤務時間中に、他が管理する敷地で喫煙している。	調査の結果、当該校の複数の職員が昼休憩等に、他が管理する敷地周辺で喫煙していることが判明したため、当該校長に対し、県民の方から疑義をもたれないよう厳しく指導した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	①③
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	1	②

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	1	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)		
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1	①
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	③
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの	1	②

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。